

専決処分事項の指定について

平成17年9月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、管理者において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、工事又は製造の一部の設計変更で契約金額の増額又は減額が50万円以下の変更に關すること。
- (2) 一件50万円（自動車事故によるものについては、保険金等により補填される金額に50万円を加えた金額）以下の法律上の義務に屬する損害賠償の定めに関すること。